

都道府県  
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長  
(公印省略)

### 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について

手話奉仕員及び手話通訳者の養成については、平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」に基づき、手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）並びに専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）が実施されています。

しかし、現行の養成カリキュラム及び学習指導要領は、通知発出から 20 年以上経過していることから、手話奉仕員及び手話通訳者の養成に関する現状把握と課題整理を行い、養成カリキュラム等の見直しを検討する調査研究事業を行ったところです。

今般、当該調査研究事業の結果を踏まえ、別添のとおり、新たに養成カリキュラム及び学習指導要領を定めたので、今後、手話奉仕員養成研修事業並びに専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されるとともに、管内市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いします。

なお、平成 10 年 7 月 24 日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成 11 年 8 月 16 日障企第 50 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領について」は廃止します。

別添 1 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム

別添 2 手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領

#### (参考)

調査研究事業（障害者総合福祉推進事業）

実施主体：社会福祉法人全国手話研修センター

令和 3 年度「手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業」

令和 4 年度「手話通訳者等の養成カリキュラム策定事業」

別添1

## 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム

## 1. 手話奉仕員養成カリキュラム

対象者	日本語で日常会話ができ、手話の学習経験がない者等			
養成目標	聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する法律・制度等についての理解と認識を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付ける。			
カリキュラム構成	入門課程	35 時間	到達目標	あいさつや自己紹介程度であれば、相手の簡単な話を理解し、会話が可能なレベル
			養成目標	①簡単な日常会話に必要な語彙（目標語彙数 600 語）を習得する。 ②簡単な日常会話に必要な基本的な表現を習得する。 ③音声言語と手話のしくみの違いを理解する。
			カリキュラム	〔別表 1〕
	基礎課程	35 時間	到達目標	日常生活に関する身近で簡単な事柄について、相手の話を理解し、簡単な語句や基本的な表現を用いて会話することが可能なレベル
			養成目標	①日常会話に必要な語彙（目標語彙数：600 語に新たに 400 語を追加）を習得する。 ②日常会話に必要な基本的な表現と読み取り能力を習得する。 ③会話を通して実践的なコミュニケーション能力を習得する。
			カリキュラム	〔別表 2〕
合計	70 時間			

別表1 手話奉仕員 入門課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的 (学習の目標)	内容	講義担当 職種例
講義	聴覚障害の基礎知識	1.5	耳の仕組みや聴覚障害の原因を理解するとともに、聴覚障害者のコミュニケーション方法を理解する。	1 障害の見方 2 耳の働き、聞こえの仕組み 3 身体障害者福祉法における障害認定 4 ことばの獲得・習得と発達 5 補聴器と人工内耳 6 コミュニケーション方法と対応・支援	講師養成研修修了者 聴覚障害特別支援学校(ろう学校) 教員等 学識経験者
	手話の基礎知識(ことばの仕組みI [手話])	1.5	日本の手話の歴史及び特徴を理解する。	1 身振りと手話の違い 2 手話と音声言語の違い 3 日本の手話の歴史 4 標準手話と地域の手話	講師養成研修修了者 学識経験者
	聴覚障害者の生活	2	聴覚障害者の日常生活とその課題や対応方法を理解する。	1 聴覚障害者(ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等)の障害特性とアイデンティティ 2 家族とのコミュニケーションと生活 3 地域の人々とのコミュニケーションと生活 4 家庭生活、社会生活でのコミュニケーション(保育、教育、医療等) 5 職場でのコミュニケーション	講師養成研修修了者 聴覚障害者
実技	手話との出会い	15	1 手話表現の基本を理解する。 2 場面に応じたあいさつができる。 3 簡単な日常生活の表現ができる技能を習得する。 4 日本語(音声言語)と手話の違いを理解する。 5 身の回りのことを表現する基本的な手話語彙を習得する。	1 あいさつ・自己紹介 2 数字・自己紹介 3 地名・自己紹介 4 職業・自己紹介 5 時間表現(1日の生活) 6 気持ちを表す表現・表情や強弱 7 疑問詞の表現 8 指文字 9 総合練習(自己紹介)	講師養成研修修了者
	語彙を増やす	15	1 日常会話の表現を見て理解する力を高める。 2 手話の語彙を増やし、使い方を習得する。 3 手話構文の組み立て方を習得する。	1 時に関わる表現(1週間、1年等) 2 スポーツや趣味の表現 3 繰り返し表現 4 具体的表現(形や動作のCL表現) 5 空間の活用(位置、方向) 6 否定の表現 7 身体の状態の表現 8 他の人の話を伝える表現(動詞の動き) 9 さまざまな場面での会話練習・手話によるスピーチ	講師養成研修修了者
	合計	35			

※ 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

(注1) CL表現：手話では、話者が物の形や動き、物を動かす様子などを述べる時に、特定の手指を物に見立てて表現する方法がある。日本語の助数詞が対象物の属するカテゴリーに応じて選択されることと同様に、手話でも対象物の属するカテゴリーに応じて適切な手指が選択されることとなり、この手指を言語学の研究では「Classifier(類別辞)」と呼ぶ。これを略した用語「CL(シーエル)」が世界各地の手話指導現場等で広く使用されている。この用語を用いて「具体的表現(CL表現)」とする。

別表2 手話奉仕員 基礎課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的 (学習の目標)	内 容	講義担当 職種例
講義	障害者福祉の基礎	2	障害者権利条約に至る障害者に関わる国際的な歴史、理念等障害者福祉の概要を理解する。	1 障害者福祉の歴史・基礎的理念・発展 ①リハビリテーション ②ノーマライゼーション ③バリアフリー ④ I C F (国際生活機能分類) 2 障害者権利条約の基礎的概念 ①障害の概念 ②合理的配慮 ③インクルージョン	講師養成研修修了者 福祉関係職員
	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2	聴覚障害者活動の歴史を学習することにより、時代背景と聴覚障害者の要望、関連する聴覚障害者福祉制度を理解する。	1 聴覚障害者組織等の活動と歴史 2 人権確立に向けた活動と成果 3 手話通訳制度化に向けた活動と成果 4 災害救援活動の内容と成果	講師養成研修修了者 聴覚障害者団体役員 福祉関係職員
	ボランティア活動	1	ボランティア活動(手話奉仕員活動)の概念、心構え等を理解するとともに、手話サークル等への参加意欲を高める。	1 ボランティア活動の概念 2 今日のボランティア活動の特徴と課題 3 ボランティア活動にあたっての心構え 4 地域手話サークル活動の紹介	講師養成研修修了者 福祉関係職員
実技	手話の基本文法	15	1 日本の手話の基本文法を習得し、表現と読み取り能力のレベルアップを図る。 2 手話語彙を増やし、使い方を習得する。	1 具体的表現 (CL表現) 2 「誰が」、「誰に」の表現 (動きの方向の変化) 3 同時表現 (両手の活用) 4 空間の活用 5 代理的表現 6 指さしの活用 7 役割の切り替え (ロールシフト)	講師養成研修修了者
	会話力	15	1 習得した手話語彙や基本文法を基に、相手に伝達する能力のレベルアップを図る。 2 聴覚障害者との手話による会話を通じ、実践的なコミュニケーション能力を習得する。	1 会話の力を高める表現 2 さまざまなテーマでの会話・スピーチ練習 3 手話によるスピーチとろう者とのディスカッション	講師養成研修修了者
	合 計	35			

※ 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

(注1) ロールシフト：手話では、自身の体験や映画のワンシーンなどを話す時に、話者がある人物や動物になりきって、その発話や行動を描写する方法がある。主として上体を前後左右に動かし、表情を使い分ける、この方法(役割の切り替え)を手話指導現場等では「ロールシフト」と呼ぶ。

## 2. 手話通訳者養成カリキュラム

対象者	手話通訳者を目指し、次の条件を満たす者 ①日本語を理解し、使用することができる。 ②聴覚障害者と手話で日常会話ができる。			
養成目標	障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話通訳能力及び手話通訳技術の基本を習得する。			
カリキュラム構成	基本課程	56 時間	到達目標	①対象の聴覚障害者の理解を確認しながらであれば、手話通訳が可能なレベル ②資料の活用等、手話以外のコミュニケーション手段が付随する場面で通訳が可能なレベル
			養成目標	①手話通訳に必要な語彙を習得する。 ②習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現能力を習得する。 ③手話通訳技術（表現技術・翻訳技術）を習得する。
			カリキュラム	[別表3]
	応用課程	57 時間	到達目標	一部難しい内容は聴覚障害者の理解の確認が必要であるが、日常場面の手話通訳は基本的に可能なレベル
			養成目標	①より専門的な手話通訳に必要な語彙を習得する。 ②習得した語彙を用いて手話通訳に必要な表現能力の応用を習得する。 ③手話通訳技術（表現技術・翻訳技術）の応用を習得する。 ④手話通訳実践技術の基礎を習得する。
			カリキュラム	[別表4]
合計	113時間			

別表3 手話通訳者 基本課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的（学習の目標）	内 容	講義担当 職種例
講義	ことばの仕組みⅡ（音声言語）	1.5	日本語（音声言語）の特徴を理解する。	1 言語の分類 2 音声言語共通の特徴 3 日本語の音	講師養成研修修了者 大学教員等 学識経験者
	ことばの仕組みⅡ（手話）	1.5	手話の特徴、音声言語との仕組みの違いを理解する。	1 手話共通の特徴 2 手話の「音」	講師養成研修修了者 大学教員等 学識経験者
	日本語演習	2	手話通訳者に必要な日本語の演習を通じ、場面や対象者に応じた日本語の使い方への向上を目指す。	1 日本語の文法（口語文法） ①品詞 ②文 ③敬語表現 2 場面や対象者に応じた日本語表現 3 演習	講師養成研修修了者 国語教員
	手話通訳の理念と仕事（Ⅰ）	2	通訳の役割を理解し、手話通訳者として必要な基本知識を習得するとともに、手話通訳のメッセージ伝達の仕組み及び手話通訳者の職務を理解する。	1 通訳の役割と仕事 2 手話通訳活動の歴史 3 手話通訳者の役割 4 手話通訳の対象、場面 5 手話通訳者の身分 6 手話通訳者の職務 7 手話通訳の技術、技法	講師養成研修修了者 手話通訳士
	手話通訳者の健康管理	1	手話通訳労働が身体及び精神に及ぼす疲労や影響を正しく理解し、健康に手話通訳活動ができる条件について理解する。	1 手話通訳者の健康問題と健康管理 2 手話通訳者が頸肩腕障害になる理由 3 健康に手話通訳を続けるための対策	講師養成研修修了者 専門医師 手話通訳士
実技	手話通訳能力の向上（Ⅰ）	10.5	1 手話通訳に必要な表現能力（読み取り通訳、聞き取り通訳）の基本を習得する。 2 手話の語彙を習得する。	1 具体的表現（CL表現） 2 格の決定（動きと方向） 3 同時表現（両手の活用） 4 空間の活用 5 代理的表現 6 指さしの活用 7 役割の切り替え（ロールシフト）	講師養成研修修了者
	手話通訳能力の向上（Ⅱ）	13.5	1 手話で話すことと手話通訳することの相違点を知る。 2 手話通訳に必要な表現能力を習得する。 3 メッセージ蓄積能力の向上を図る。 4 要約能力（話のポイント把握、ことばの置き換え力）の向上を図る。 5 手話語彙を習得する。	1 手話通訳にチャレンジ 2 音声によるシャドーイングトレーニング 3 聴覚障害者が表現する手話のシャドーイングトレーニング 4 文章、音声、手話によるサマリートレーニング ①日本語表現から日本語での要約 ②日本語表現から手話での要約 ③手話表現から同じ手話での要約 ④手話表現から別の手話での要約 ⑤手話表現から日本語での要約	講師養成研修修了者

手話通訳の技術 (基本)	18	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 手話通訳に必要な基本技術を習得する。</li> <li>2 日本語の文法と手話の文法の違いを意識した通訳技術を習得する。</li> <li>3 手話語彙を習得する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 逐次通訳技術の習得 (読み取り) 要約表現と完全表現</li> <li>2 同時通訳技術の習得 (読み取り)</li> <li>3 逐次通訳技術の習得 (聞き取り) 要約表現と完全表現</li> <li>4 同時通訳技術の習得 (聞き取り)</li> </ol>	講師養成研修修了者
場面における手話通訳技術(I)	6	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 読み取り通訳、聞き取り通訳の切り替え技術を習得する。</li> <li>2 通訳場面における遵守事項、留意事項を理解する。</li> <li>3 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。</li> <li>4 手話語彙を習得する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療場面(問診場面等)での通訳練習</li> <li>2 相談場面での通訳練習</li> <li>3 教育場面(三者懇談等)での通訳練習</li> <li>4 会議場面での通訳練習 <ol style="list-style-type: none"> <li>①聴覚障害者の発言保障ができる通訳技術</li> <li>②場面状況の情報提供</li> </ol> </li> </ol>	講師養成研修修了者
合計	56			

※ 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

(注1) シャドーイングトレーニングとは、話し手の表現をほぼ同時に真似をして表現する練習をいう。

(注2) サマリートレーニングとは、メッセージを要約する練習をいう。



別表4 手話通訳者 応用課程カリキュラム

	教科名	時間数	目的 (学習の目標)	内 容	講義担当 職種例
講義	手話通訳の理念と仕事 (Ⅱ)	2	手話通訳者の専門職としての倫理と具体的通訳場面での責務を理解するとともに、手話通訳者登録・派遣制度の概要を理解する。	1 手話通訳者の職業倫理 2 手話通訳領域と手話通訳者の仕事 ①社会福祉法に基づく社会福祉事業としての情報保障、手話通訳 ②環境整備・差別解消の取り組みとしての情報保障、手話通訳 3 手話通訳の具体的場面と内容 4 手話通訳者登録・派遣制度の仕組み	講師養成研修修了者 手話通訳士
	聴覚障害児の教育	1.5	聴覚障害児教育の現状について理解するとともに、聴覚障害児の言語獲得やコミュニケーション方法の多様性について理解する。	1 聴覚障害児が教育を受ける場 2 聴覚障害児の言語発達と障害に対する認識 3 高等教育機関での教育	講師養成研修修了者 聴覚障害特別支援学校(ろう学校) 教員等 学識経験者
	手話通訳者に必要な援助技術	1	医療、教育等コミュニティ通訳場面で手話通訳実践に必要な援助技術の基本を習得する。	1 通訳場面における通訳者の役割・事例検討 2 手話通訳者に必要な援助技術とは ①支援者の基本的立場 ②手話通訳実践に必要な技術とソーシャルワーク	講師養成研修修了者 相談業務担当者
	障害者福祉概論	1.5	日本における障害者福祉の関連法や制度等の歴史を理解するとともに、今日の障害児・者に対する福祉制度やサービスの概要を理解する。	1 日本における障害者福祉の歴史 2 障害者基本法の概要 3 障害者の実態 4 障害者総合支援法による障害福祉サービス等の概要 5 障害者福祉関連法の概要	講師養成研修修了者 福祉関係職員
実技	手話通訳能力の向上 (Ⅲ)	7.5	1 手話通訳に必要な表現能力を習得する。 2 メッセージ蓄積能力の向上を図る。 3 要約能力の向上を図る。 4 手話語彙を習得する。	1 音声によるデカラージ・シャドーイングトレーニング 2 聴覚障害者が表現する手話のデカラージ・シャドーイングトレーニング 3 音声、手話によるサマリートレーニング (イントラリンガルトレーニング) ①日本語表現から日本語での要約 ②日本語表現から手話での要約 ③手話表現から同じ手話での要約 ④手話表現から別の手話での要約 ⑤手話表現から日本語での要約	講師養成研修修了者
	手話通訳の技術 (応用)	15	1 手話通訳に必要な基本技術の応用能力の向上を図る。 2 日本語の文法と手話の文法の違いを意識した通訳技術のレベルアップを図る。 3 手話語彙を習得する。	1 逐次通訳技術の習得 (読み取り) 要約表現と完全表現 2 同時通訳技術の習得 (読み取り) 3 逐次通訳技術の習得 (聞き取り) 要約表現と完全表現 4 同時通訳技術の習得 (聞き取り)	講師養成研修修了者

場面における手話通訳技術(Ⅱ)	22.5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通訳場面における遵守事項、留意事項を理解する。</li> <li>2 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。</li> <li>3 人間関係の支援・情報提供について理解を深める。</li> <li>4 手話語彙を習得する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講演場面での通訳練習、事例検討</li> <li>2 会議場面での通訳練習、事例検討</li> <li>3 打ち合わせ場面での通訳練習、事例検討</li> <li>4 相談場面での通訳練習、事例検討</li> <li>5 面接場面（医療場面中心）での通訳練習、事例検討</li> <li>6 ロールプレイ</li> </ol>	講師養成研修修了者
手話通訳実践技術の基礎	6	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 手話通訳者としての役割やあるべき姿について認識する。</li> <li>2 手話通訳実践技術の基礎を習得する。</li> <li>3 手話通訳場面を客観的に観察する力を養い、場面对応力の基礎を学ぶ。</li> <li>4 手話語彙を習得する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意図の正しい理解・伝達</li> <li>2 手話通訳例から考察</li> <li>3 事例検討</li> <li>4 ロールプレイ</li> </ol>	講師養成研修修了者
合計	57			

※ 聴覚障害者が講義を担当する際には、適宜、手話通訳が必要である。

(注1) デカラージ・シャドーイングトレーニングとは、話し手の表現を2～3語遅らせて模倣する練習をいう。

(注2) イントラリンガルトレーニングとは、メッセージ内容を把握した後にそれを別の言葉に置き換える練習をいう。

別添2

## 手話奉仕員及び手話通訳者の学習指導要領

## 第1章 総則

### 第1節 手話通訳者等養成カリキュラムの基本的考え方

#### 第1 手話通訳者等養成事業の検討経過

- 1 手話奉仕員養成事業は、聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、昭和45(1970)年から都道府県及び政令指定都市への国の補助事業として、また、平成7(1995)年からは、市町村への補助事業として実施されてきた。
- 2 本事業は、事業開始以降すべての都道府県等で実施されるようになったこともあり、国民に手話を普及し、手話通訳活動に参加する者を育成する上で非常に大きな効果があった。しかし、反面、養成カリキュラム等が不十分であったため、実施にあたって都道府県等で地域格差を生ずる結果となった。
- 3 これらの課題を解決するため、平成10(1998)年の厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知により、手話奉仕員と手話通訳者の役割を明確化した、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムを都道府県等に通知した。  
また、平成11(1999)年の通知により、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する指導者がカリキュラムに基づく養成研修を行うために必要な学習指導要領を都道府県等に通知した。
- 4 この学習指導要領において、手話奉仕員の養成目標を「手話等を習得し、地域の聴覚障害者と手話で会話ができ、習得した手話等を活用して、地域の聴覚障害者団体の行事への参加や、手話サークル活動への参加等、手話活動を行う者」と位置づけた。また、手話通訳者の養成目標を「手話通訳に必要な知識及び技術等を習得し、地域において手話通訳活動を行う者」と位置付けた。
- 5 手話通訳者等の養成カリキュラム制定後、20年以上が経過し、全国的に一定レベルの養成が可能になり、言語としての手話の認知やICTの活用も含めたコミュニケーション方法に関する状況は大きく変化してきた。  
また、ニーズの拡大もあり多様な場面での手話通訳が求められる一方、手話通訳者の高齢化、手話通訳活動ができる登録手話通訳者の減少、手話通訳者を目指す人材の不足等、新たな課題が指摘されている。
- 6 平成18(2006)年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、手話が音声言語と同等の言語として定義された。
- 7 この権利条約を批准するため「障害者基本法」の改正が行われ、手話が言語に含まれると明記されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、あらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供等により、手話によるコミュニケーションや意思疎通の配慮等が図られてきた。
- 8 手話通訳者等の養成事業及び派遣事業は都道府県及び市町村のメニュー事業として実施されてきたが、平成18(2006)年に施行された「障害者自立支援法」において地域生活支援事業の一つとして整理され、平成25(2013)年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」において手話通訳者養成事業は都道府県、手話奉仕員養成事業は市町村の必須事業として整理された。
- 9 最近では、ICT技術の進展により、遠隔手話通訳サービスや電話リレーサービス等の情報保障の多様化も急速に進んでいる。
- 10 このような社会環境の変化等に対応できる手話通訳者等の養成が必要となっており、今回の検討に至ったものである。

#### 第2 養成にあたっての基本視点

- 1 聴覚障害のある者が、ない者と真に対等、平等の立場で社会参加するためには、情報の保障、コミュニケーションの保障及び自己決定できる条件等の保障が不可欠である。手話奉仕員及び手話通訳者は、この点を十分に認識して活動や業務を行う必要があり、養成にあたって、この点を重

視すべきである。

- 2 手話奉仕員及び手話通訳者は、その活動や業務において聴覚障害者のプライバシーに関わることが多い。当然のことながら活動や業務上知り得た個人の秘密保持、人権尊重等手話奉仕員及び手話通訳者としての倫理観の確立を重視した養成を行うべきである。
- 3 手話奉仕員及び手話通訳者は、習得した専門的知識や技術を用いて聴覚障害者へのコミュニケーション保障等に関わるが、決して保護的立場や、指導的立場ではない。あくまでも人間として対等、平等であることを十分に認識して活動や業務を行う必要があり、養成にあたっては、この点を重視すべきである。
- 4 手話奉仕員及び手話通訳者は、聴覚障害者の社会参加の推進や、手話や手話通訳に関わる理解と認識を深めるため、聴覚障害者団体や手話サークル等の社会活動に積極的に参加することが大切であることを重視した養成を行うべきである。
- 5 手話奉仕員及び手話通訳者は、相互援助、相互研鑽のためにも、集団的に活動することが大切であることを重視した養成を行うべきである。

### 第3 カリキュラム編成等の基本的考え方

- 1 手話通訳者等の養成カリキュラムは、これまでと同様に、様々な分野、様々な年齢層の人々が参加する地域での手話講習会に照準を当てた内容とした。
- 2 カリキュラムの編成にあたって、これまでと同様に、学習指導要領における養成目標を、手話等を習得し、地域の聴覚障害者と手話で会話ができて、習得した手話等を活用して、地域の聴覚障害者団体の行事への参加や、手話サークル活動への参加等、手話活動を行う「手話奉仕員」と、手話通訳に必要な知識及び技術等を習得し、地域において手話通訳活動を行う「手話通訳者」の養成とに明確に区分した。
- 3 手話奉仕員及び手話通訳者の養成について、それぞれ養成カリキュラムの見直しを行うとともに、養成を担当する講師については、厚生労働省（委託先：社会福祉法人全国手話研修センター）や都道府県等が実施する講師養成研修を修了した者を基本とする等、全国統一的な養成の徹底を図ることとした。

## 第2節 手話通訳者等養成カリキュラムの概要

### 第1 手話奉仕員養成カリキュラムの概要

- 1 手話奉仕員養成カリキュラムでは、養成対象者を「日本語で日常会話ができて、手話の学習経験がない者等」とし、養成目標を「聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する法律・制度等についての理解と認識を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付ける。」と設定した。
- 2 カリキュラム構成については、入門課程及び基礎課程とし、入門課程にあつては、講義5時間、実技30時間の計35時間とし、基礎課程にあつては、講義5時間、実技30時間の計35時間として、合わせて講義10時間、実技60時間の合計70時間に設定した。  
なお、この設定時間数については、全国統一的内容を講習するために必要な最低時間数を定めたものであり、それぞれの地域において求められる手話奉仕員養成レベルに見合ったより長い養成時間の設定をすることができる。
- 3 手話奉仕員養成カリキュラムの中で「日本の手話」及び「基本文法」と表現しているが、「日本の手話」とは、「現在日本の聴覚障害者が日常生活において一般的に使用している手話」であり、「基本文法」とは、「現在日本の聴覚障害者が日常生活において一般的に使用している手話の共通的な主な特徴」という範囲で定義づけているものである。

## 第2 手話通訳者養成カリキュラムの概要

- 1 手話通訳者養成カリキュラムでは、養成対象者を「手話通訳者を目指し、次の条件を満たす者  
①日本語を理解し、使用することができる。②聴覚障害者と手話で日常会話ができる。」とし、養成目標を「障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話通訳能力及び手話通訳技術の基本を習得する。」と設定した。
- 2 カリキュラム構成については、基本課程及び応用課程とし、基本課程にあつては、講義8時間、実技48時間の計56時間、応用課程にあつては、講義6時間、実技51時間の計57時間として、合わせて講義14時間、実技99時間の合計113時間に設定した。  
なお、この設定時間数については、全国統一的内容を講習するために必要な最低時間数を定めたものであり、それぞれの地域において求められる手話通訳者養成レベルに見合ったより長い養成時間の設定をすることができる。

## 第3節 手話通訳者等養成カリキュラムの活用

### 第1 養成講座企画にあたっての留意点

- 1 手話通訳者等の養成カリキュラムについては、養成に必要な全国統一的内容を定めたものであり、地域において養成講座を企画するにあたり、地域で必要と判断した講義及び実技を加えて差し支えない。
- 2 講義テーマによっては、地域性を出すことで学習効果があがる場合がある。  
例えば、「聴覚障害者の生活」等は、聴覚障害者のくらしに関わる全体的な問題を包括的に講義する方法の他に、地域の聴覚障害者を講師として、「職場でのコミュニケーション」「病院でのコミュニケーション」等というようにテーマを絞って色々な人から話を聞く方法もあり、地域の実情にあった講師の選定に留意することが望ましい。
- 3 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムの各課程の講座定員は、1教室あたり、原則として20名以内が望ましい。  
1回の講座数及び講座期間、1講座の時間については、地域の実情に合わせて設定して差し支えない。

### 第2 養成講座指導にあたっての留意点

- 1 養成講座における指導内容を高めるためにも、講師の役割は重要である。カリキュラムの構成やテキストのねらい等について正しく理解し、自信を持って指導するためにも、講師養成研修には必ず参加することが大切である。
- 2 講師は、講師養成研修を修了した者を基本とするが、当面、これと同等の力を有すると認められた者も可能とする。なお、養成事業実施団体は、担当講師の講師養成研修受講を計画的に進めることが大切である。
- 3 指導内容の統一化及び充実を図るためにも、養成講座を担当する複数の講師で講師団を編成し、講習計画（講習カリキュラム）及び指導案の作成を行うことが大切である。
- 4 養成講座を複数の講師で担当する場合には、養成講座の進め方や、それぞれの講師の責任分担等を調整し、養成講座を効果的に運営することが大切である。
- 5 講師は、聴覚障害のある講師と聞こえる講師が協力して指導することを基本とするが、地域の実情、講座内容等によっては1名で担当することも可能である。  
また、指導にあたり、サブ講師等の協力は差し支えないが、十分、打ち合わせを行いスムーズな講座運営に努めることが大切である。
- 6 聴覚障害のある講師と聞こえる講師は、対等かつ平等の立場であることを認識し、お互いの能力が十分発揮できるような役割分担が重要である。
- 7 受講者に講習内容の理解が高まるように、受講者や講習ポイントに合わせた補助教材等の準備をすることが大切である。
- 8 地域で開催する養成講座であることを認識し、受講者中心の楽しい講座運営をこころがけることが大切である。講師が一方向的に教えるだけの講習ではなく、受講者が積極的、自発的に参加できる運営をすることにより、学習効果を高めることが大切である。

## 第2章 各課程

### 第1節 手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」

#### 【講義】

#### 第1 聴覚障害の基礎知識

##### 1 目標

耳の仕組みや聴覚障害の原因を理解するとともに、聴覚障害者のコミュニケーション方法を理解する。

##### 2 内容

###### (1) 障害の見方

- ① 医学モデルと社会モデル、二つの見方があることを理解する。
- ② 聴覚障害による不便さへの支援は、社会モデルに立って考えることを理解する。

###### (2) 耳の働き、聞こえの仕組み

- ① 耳の仕組みと聞こえの仕組みの基本を理解する。
- ② 聴覚障害の種類とその特徴を理解する。
- ③ 聴覚障害による不便さと対応について理解する。

###### (3) 身体障害者福祉法における障害認定

- ① 身体障害者手帳の障害程度等級と聞こえの程度の間接的関係を理解する。

###### (4) ことばの獲得・習得と発達

- ① ことばの獲得・習得過程と聴覚障害の関係を理解する。
- ② 教育の場や、手話の獲得・習得の大切さを知る。

###### (5) 補聴器と人工内耳

- ① 補聴器の活用、補助制度について理解する。
- ② 補聴器が必要な人について理解する。
- ③ 人工内耳の仕組み、手術の要件、手術後の支援が必要なことを理解する。

###### (6) コミュニケーション方法と対応・支援

- ① 聞こえのサポート、福祉制度における支援を理解する。
- ② 聴覚障害者のコミュニケーション方法について理解する。

#### 第2 手話の基礎知識（ことばの仕組み I [手話]）

##### 1 目標

日本の手話の歴史及び特徴を理解する。

##### 2 内容

###### (1) 身振りと言語の違い

- ① 身振りと言語の違いを理解する。

###### (2) 手話と音声言語の違い

- ① 聴覚障害者の生活における手話の必要性を理解する。
- ② 日本語と手話の違いを理解する。

###### (3) 日本の手話の歴史

- ① 日本の手話の歴史について理解する。
- ② 日本の手話の研究、新しい手話創作の必要性について理解する。

###### (4) 標準手話と地域の手話

- ① 手話の地域性、個人性等について理解するとともに、それが形成された歴史的背景について理解する。
- ② 標準手話の習得の必要性及び地域の聴覚障害者が使用する手話の習得の必要性について理解する。

### 第3 聴覚障害者の生活

#### 1 目標

聴覚障害者の日常生活とその課題や対応方法を理解する。

#### 2 内容

- (1) 聴覚障害者（ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者等）の障害特性とアイデンティティ
  - ① 同じ聴覚障害者であっても、障害の程度や障害者になった時期、教育内容等により障害特性やアイデンティティが異なることを理解する。
- (2) 家族とのコミュニケーションと生活
  - ① 聴覚障害者が家族と生活する上でのさまざまな課題や工夫について理解するとともに、共生社会のあり方について理解する。
- (3) 地域の人々とのコミュニケーションと生活
  - ① 聴覚障害者が地域で生活する上でのさまざまな課題や工夫について理解するとともに、共生社会のあり方について理解する。
- (4) 家庭生活、社会生活でのコミュニケーション（保育、教育、医療等）
  - ① 聴覚障害者の結婚、出産、育児等でのさまざまな課題や工夫について理解するとともに、共生社会のあり方について理解する。
- (5) 職場でのコミュニケーション
  - ① 聴覚障害者の就職、職場での課題等、労働問題について理解するとともに、情報保障のあり方等について理解する。

### 【実技】

#### 第1 手話との出会い

#### 1 目標

- (1) 手話表現の基本を理解する。
- (2) 場面に応じたあいさつができる。
- (3) 簡単な日常生活の表現ができる技能を習得する。
- (4) 日本語（音声言語）と手話の違いを理解する。
- (5) 身の回りのことを表現する基本的な手話語彙を習得する。

#### 2 内容

- (1) あいさつ・自己紹介
  - ① 自分の名前を手話や指文字で表せるようにする。
  - ② 質問に対して、「頷き(肯定)」、「首振り(否定)」で答えられるようにする。
- (2) 数字・自己紹介
  - ① 時刻、年齢、誕生日など2桁以内の数を使って表すことができるようにする。
  - ② 日にちを表すことができるようにする。
- (3) 地名・自己紹介
  - ① 身近な地名や交通の手段について話すことができるようにする。
- (4) 職業・自己紹介
  - ① 仕事が始まる時間、働く人数などについて話すことができるようにする。
- (5) 時間表現（1日の生活）
  - ① 時刻を用いて、1日の生活を話すことができるようにする。
- (6) 気持ちを表す表現・表情や強弱
  - ① 「好き」、「嫌い」などについて、表情や手話の強弱を使って話すことができるようにする。
- (7) 疑問詞の表現
  - ① 「何」、「いつ」、「誰」、「どこ」、「どちら」などの疑問詞を使って尋ねたり答えたりできるようにする。
- (8) 指文字



- ① 指文字を使う場面を理解できるようにする。
- ② 指文字を使うことができるようにする。
- (9) 総合練習（自己紹介）
  - ① 自己紹介に関わる短い手話の文を見て理解できるようにする。
  - ② 自己紹介に関わる短い文を手話で表すことができるようにする。

## 第2 語彙を増やす

### 1 目標

- (1) 日常会話の表現を見て理解する力を高める。
- (2) 手話の語彙を増やし、使い方を習得する。
- (3) 手話構文の組み立て方を習得する。

### 2 内容

- (1) 時に関わる表現（1週間、1年等）
  - ① 1週間の生活について簡単な文で話すことができるようにする。
- (2) スポーツや趣味の表現
  - ① スポーツや趣味について簡単な文で話すことができるようにする。
- (3) 繰り返し表現
  - ① 語を繰り返すことで、継続したことを表したり、強調したりできるようにする。
- (4) 具体的表現（形や動作のCL表現（注1））
  - ① 物の形や手の動作を使って身の回りにあるものを表すことができるようにする。
- (5) 空間の活用（位置、方向）
  - ① 空間を使って、建物の位置や行く方向を表すことができるようにする。
- (6) 否定の表現
  - ① 「～がない」、「～ではない」、「～ができない」などの否定の表現を使うことができるようにする。
- (7) 身体の状態の表現
  - ① 身体の部位を活用して、身体の状態について表すことができるようにする。
- (8) 他の人の話を伝える表現（動詞の動き）
  - ① 動詞の動きと方向を活用して、他の人が話したことを伝えることができるようにする。
- (9) さまざまな場面での会話練習・手話によるスピーチ
  - ① 身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができるようにする。

#### （注1）CL表現

手話では、話者が物の形や動き、物を動かす様子などを述べる時に、特定の手指を物に見立てて表現する方法がある。日本語の助数詞が対象物の属するカテゴリーに応じて選択されることと同様に、手話でも対象物の属するカテゴリーに応じて適切な手指が選択されることとなり、この手指を言語学の研究では「Classifier（類別辞）」と呼ぶ。これを略した用語「CL（シーエル）」が世界各地の手話指導現場等で広く使用されている。この用語を用いて「具体的表現（CL表現）」とする。

## 第2節 手話奉仕員養成カリキュラム「基礎課程」

### 【講義】

#### 第1 障害者福祉の基礎

##### 1 目標

障害者権利条約に至る障害者に関わる国際的な歴史、理念等障害者福祉の概要を理解する。

##### 2 内容

###### (1) 障害者福祉の歴史・基礎的理念・発展

###### ① 障害者に関わる歴史、基礎的な理念等について理解する。

ア リハビリテーション

イ ノーマライゼーション

ウ バリアフリー

エ ICF（国際生活機能分類）

###### (2) 障害者権利条約の基礎的概念

###### ① 障害者権利条約の基礎的な概念について理解する。

ア 障害の概念

イ 合理的配慮

ウ インクルージョン

#### 第2 聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度

##### 1 目標

聴覚障害者活動の歴史を学習することにより、時代背景と聴覚障害者の要望、関連する聴覚障害者福祉制度を理解する。

##### 2 内容

###### (1) 聴覚障害者組織等の活動と歴史

###### ① 聴覚障害者組織の概要、歴史、活動内容について理解する。

###### ② 手話通訳者組織の概要、歴史、活動内容について理解する。

###### (2) 人権確立に向けた活動と成果

###### ① 人権確立に向けた活動の歴史と成果について理解する。

###### (3) 手話通訳制度化に向けた活動と成果

###### ① 日本の手話通訳制度の歴史について理解する。

###### ② 手話通訳制度化に向けた活動内容と成果について理解する。

###### (4) 災害救援活動の内容と成果

###### ① 災害救援活動の支援内容と成果について理解する。

###### ② 災害救援活動の支援体制について理解する。

#### 第3 ボランティア活動

##### 1 目標

ボランティア活動（手話奉仕員活動）の概念、心構え等を理解するとともに、手話サークル等への参加意欲を高める。

##### 2 内容

###### (1) ボランティア活動の概念

###### ① ボランティア活動の性格、役割について理解する。

###### ② ボランティア活動の歴史について理解する。

###### (2) 今日のボランティア活動の特徴と課題

###### ① 時代に応じた活動の特徴と課題を理解する。

###### (3) ボランティア活動にあたっての心構え

###### ① 手話サークル等ボランティア活動の理念と役割について理解する。

(4) 地域手話サークル活動の紹介

- ① 地域の手話サークルの歴史や活動について理解する。

**【実技】**

**第1 手話の基本文法**

1 目標

- (1) 日本の手話の基本文法を習得し、表現と読み取り能力のレベルアップを図る。  
(2) 手話語彙を増やし、使い方を習得する。

2 内容

(1) 具体的表現（CL表現）

- ① 物の形・動き、物を動かす様子をCL表現を使って表すことができるようにする。  
② 人の動きや様子、席の配置の様子などをCL表現を使って表すことができるようにする。

(2) 「誰が」、「誰に」の表現（動きの方向の変化）

- ① 「誰が」、「誰に」を手話の向きや動きの方向の変化を使って表すことができるようにする。

(3) 同時表現（両手の活用）

- ① 両手を使って、二つの事柄を同時に表すことができるようにする。

(4) 空間の活用

- ① 前後、左右、上下の空間を活用して、場所や位置を表すことができるようにする。  
② 前後、左右、上下の空間を活用して、時の経過やスケジュールを表すことができるようにする。

(5) 代理的表現

- ① 指を人や物事の代理として使って表すことができるようにする。

(6) 指さしの活用

- ① 自分や相手以外をさす指さし(pt3)を使って、上下関係や物事、場所を表すことができるようにする（注2）。

(7) 役割の切り替え（ロールシフト（注3））

- ① 今の自分と過去の自分のことをロールシフトを使って話すことができるようにする。  
② 自分と別の人のことをロールシフトを使って話すことができるようにする。  
③ 自分以外の二人のことをロールシフトを使って表すことができるようにする。

**第2 会話力**

1 目標

- (1) 習得した手話語彙や基本文法を基に、相手に伝達する能力のレベルアップを図る。  
(2) 聴覚障害者との手話による会話を通じ、実践的なコミュニケーション能力を習得する。

2 内容

(1) 会話の力を高める表現

- ① あいづち(反応)を使って会話を円滑にする。  
② 会話の中断と再開の伝え方やマナーを知る。  
③ 相手に敬意をもって会話するときの配慮を考える。  
④ 希望、提案を伝える。  
⑤ 相手に伝わっているか、確認や質問をする。  
⑥ 結論を話してから、理由を述べて話す。  
⑦ 日本語文の意味・内容を、正確に手話で伝える。

(2) さまざまなテーマでの会話・スピーチ練習

- ① 身近な事柄について学習した基本的な表現を使って、相手に反応したり質問したりしながら会話することができるようにする。

(3) 手話によるスピーチとろう者とのディスカッション

- ① 文化、趣味、仕事、教育、健康、行事、災害、ニュースなどの事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、自分の考えや気持ちなどを、学習した基本的な表現を使って話すことができるようにする。

(注2) pt1, 2, 3

手話では、方向、場所、事物を指し示す時に、主として人差し指を対象物の方向に向ける方法がある。指示対象は必ずしも話者の周りに実在している必要はなく、話者間の空間に指示対象が置かれた時はそれらを指差す方法も多用される。言語学の研究ではこの指差しが指示詞あるいは代名詞に該当するとみなされ、「Pointing (ポインティング)」の略称として、自分自身への指さしは「pt1」、話し相手への指さしは「pt2」、それ以外の指示対象への指さしは「pt3」と表記される。

(注3) ロールシフト

手話では、自身の体験や映画のワンシーンなどを話す時に、話者がある人物や動物になりきって、その発話や行動を描写する方法がある。主として上体を前後左右に動かし、表情を使い分ける、この方法（役割の切り替え）を手話指導現場等では「ロールシフト」と呼ぶ。

### 第3節 手話通訳者養成カリキュラム「基本課程」

#### 【講義】

#### 第1 ことばの仕組みⅡ（音声言語）

- 1 目標  
日本語（音声言語）の特徴を理解する。
- 2 内容
  - (1) 言語の分類
    - ① 言語として、音声言語と手話があることを理解する。
  - (2) 音声言語共通の特徴
    - ① 音声言語一般の特徴について理解する。
    - ② 日本語の単語の特徴について理解する。
    - ③ 日本語の文の特徴について理解する。
  - (3) 日本語の音
    - ① 日本語の音の特徴について理解する。
    - ② 非言語表現の特徴について理解する。

#### 第2 ことばの仕組みⅡ（手話）

- 1 目標  
手話の特徴、音声言語との仕組みの違いを理解する。
- 2 内容
  - (1) 手話共通の特徴
    - ① 手話共通の特徴について理解する。
  - (2) 手話の「音」
    - ① 手話の構成要素について理解する。
    - ② 手話における非言語表現の特徴について理解する。

#### 第3 日本語演習

- 1 目標  
手話通訳者に必要な日本語の演習を通じ、場面や対象者に応じた日本語の使い方の向上を目指す。
- 2 内容
  - (1) 日本語の文法（口語文法）
    - ① 品詞
    - ② 文
    - ③ 敬語表現
  - (2) 場面や対象者に応じた日本語表現
  - (3) 演習

#### 第4 手話通訳の理念と仕事（Ⅰ）

- 1 目標  
通訳の役割を理解し、手話通訳者として必要な基本知識を習得するとともに、手話通訳のメッセージ伝達の仕組み及び手話通訳者の職務を理解する。
- 2 内容
  - (1) 通訳の役割と仕事
    - ① 通訳に共通する役割と仕事について理解する。
  - (2) 手話通訳活動の歴史
    - ① 日本の手話通訳活動の歴史について理解する。

- (3) 手話通訳者の役割
  - ① 手話通訳者の専門性について理解する。
- (4) 手話通訳の対象、場面
  - ① 手話通訳場面における物理的環境について理解する。
  - ② コミュニケーションにおける当事者相互の関係のあり方について理解する。
  - ③ 手話通訳の対象が集団や不特定多数の場合の手話通訳のあり方について理解する。
- (5) 手話通訳者の身分
  - ① 手話通訳業務について理解する。
  - ② 手話通訳者の資格について理解する。
- (6) 手話通訳者の職務
  - ① 手話通訳の方法（逐次通訳と同時通訳）について理解する。
  - ② 手話通訳の領域、形態について理解する。
  - ③ 手話通訳士、手話通訳者の職務について理解する。
    - ア コミュニケーションの伝達
    - イ 情報提供
    - ウ 自立支援、援助
- (7) 手話通訳の技術、技法
  - ① 手話通訳技術（表現技術・翻訳技術）について理解する。
  - ② 手話通訳の技術・技法に関わるトレーニングについて理解する。
  - ③ 手話通訳におけるメッセージの伝達について理解する。
  - ④ 通訳対象者間の調整、関係づくりについて理解する。

## 第5 手話通訳者の健康管理

### 1 目標

手話通訳労働が身体及び精神に及ぼす疲労や影響を正しく理解し、健康に手話通訳活動ができる条件について理解する。

### 2 内容

- (1) 手話通訳者の健康問題と健康管理
  - ① 日本の手話通訳者の健康問題について理解する。
  - ② 手話通訳者の頸肩腕障害の歴史について理解する
- (2) 手話通訳者が頸肩腕障害になる理由
  - ① 手話通訳のメカニズムについて理解する。
- (3) 健康に手話通訳を続けるための対策
  - ① 手話通訳作業に関する注意事項について理解する。
  - ② 手話通訳者自身の健康管理について理解する。
  - ③ 手話通訳者派遣事業所等における健康管理責任の重要性について理解する。

## 【実技】

### 第1 手話通訳能力の向上（I）

#### 1 目標

- (1) 手話通訳に必要な表現能力（読み取り通訳、聞き取り通訳）の基本を習得する。
- (2) 手話の語彙を習得する。

#### 2 内容

- (1) 具体的表現（CL表現）
  - ① 物の形・動き、人の動きや様子など、状況に合わせたCL表現のレベルアップを図る。
- (2) 格の決定（動きと方向）
  - ① 位置・方向や視線を使うことにより、複数の関係が分かる表現技術のレベルアップを図る。

(3) 同時表現（両手の活用）

① 両手や視線を使うことにより、複数の事柄を表す同時表現技術のレベルアップを図る。

(4) 空間の活用

① 前後・左右・上下の空間の組み合わせを使うことにより、複雑な時の経過や人間関係を明確に表現できる技術のレベルアップを図る。

(5) 代理的表現

① 指を人や物事の代理として使って表すことができる技術のレベルアップを図る。

(6) 指さしの活用

(7) 役割の切り替え（ロールシフト）

## 第2 手話通訳能力の向上（Ⅱ）

### 1 目標

(1) 手話で話すことと手話通訳することの相違点を知る。

(2) 手話通訳に必要な表現能力を習得する。

(3) メッセージ蓄積能力の向上を図る。

(4) 要約能力（話のポイント把握、ことばの置き換え力）の向上を図る。

(5) 手話語彙を習得する。

### 2 内容

#### (1) 手話通訳にチャレンジ

① どんな手話通訳者になりたいのか目標設定をする。

② 手話ができることと手話通訳ができることの違いを体験して手話通訳の仕事を実感する。

③ 身近な場面の通訳を体験して留意事項を理解する。

#### (2) 音声によるシャドーイングトレーニング（注4）

① 日本語でのシャドーイングトレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力の向上を図る。

#### (3) 聴覚障害者が表現する手話のシャドーイングトレーニング

① 手話でのシャドーイングトレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力の向上を図る。

② 手話でのシャドーイングトレーニングを通じて、手話表現能力の向上を図る。

#### (4) 文章、音声、手話によるサマリートレーニング（注5）

① 日本語表現から日本語での要約

ア 日本語でのサマリートレーニングを通じて、要約能力の向上を図る。

② 日本語表現から手話での要約

ア 日本語表現から手話での簡単なイントラリンガルトレーニング（注6）を通じて、翻訳技術（聞き取り通訳）に必要な基礎的能力の養成を図る。

③ 手話表現から同じ手話での要約

ア 手話でのサマリートレーニングを通じて、要約能力の向上を図る。

イ 同じ手話でのサマリートレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力の向上及び手話語彙の習得を図る。

④ 手話表現から別の手話での要約

ア 手話表現から別の手話でのサマリートレーニングを通じて、手話表現能力の向上及び手話語彙の習得を図る。

⑤ 手話表現から日本語での要約

ア 手話表現から日本語での簡単なイントラリンガルトレーニングを通じて、翻訳技術（読み取り通訳）に必要な基礎的能力の養成を図る。

## 第3 手話通訳の技術（基本）

### 1 目標

(1) 手話通訳に必要な基本技術を習得する。

- (2) 日本語の文法と手話の文法の違いを意識した通訳技術を習得する。
- (3) 手話語彙を習得する。

## 2 内容

### (1) 逐次通訳技術の習得（読み取り）

#### 要約表現と完全表現

- ① 逐次通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 逐次通訳の基本技術（読み取り）を習得する。

### (2) 同時通訳技術の習得（読み取り）

- ① 同時通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 同時通訳の基本技術（読み取り）を習得する。

### (3) 逐次通訳技術の習得（聞き取り）

#### 要約表現と完全表現

- ① 逐次通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 逐次通訳の基本技術（聞き取り）を習得する。

### (4) 同時通訳技術の習得（聞き取り）

- ① 同時通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 同時通訳の基本技術（聞き取り）を習得する。

## 第4 場面における手話通訳技術（I）

### 1 目標

- (1) 読み取り通訳、聞き取り通訳の切り替え技術を習得する。
- (2) 通訳場面における遵守事項、留意事項を理解する。
- (3) 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。
- (4) 手話語彙を習得する。

### 2 内容

#### (1) 医療場面（問診場面等）での通訳練習

- ① 対象となる聴覚障害者の背景を把握する。
- ② 対象となる聴覚障害者の病識について理解する。
- ③ 対象となる聴覚障害者の言語能力、手話能力に合わせた表現技術の必要性について理解する。

#### (2) 相談場面での通訳練習

- ① 相談者の背景、相談内容を把握する。
- ② 相談者の心理を大事にすることを理解する。
- ③ 合意点や相違点について、手話や文字等により内容確認する必要性について理解する。

#### (3) 教育場面（三者懇談等）での通訳練習

- ① 聴覚障害の親と子どもの関係性を大事にすることを理解する。
- ② 聴覚障害者の聴きたいこと、知りたいことを引き出す必要性について理解する。

#### (4) 会議場面での通訳練習

##### ① 聴覚障害者の発言保障ができる通訳技術

- ア 聴覚障害者が参加できるよう、関係者との事前打ち合わせの必要性について理解する。
  - (ア) 進行議題の明確化
  - (イ) 発言者の明確化
  - (ウ) 進行速度
  - (エ) 発言速度の適切化
  - (オ) 資料の事前配布等

##### ② 場面状況の情報提供

- ア 聴覚障害者への場面状況（会議の全容、雰囲気、休憩中の会話などの音声語等）の適切



な情報提供の必要性について理解する。  
イ 会議参加者に対し、聴覚障害者が理解できていない点、伝達できていないと思われる点について、積極的に情報提供する必要性について理解する。

(注4) シャドーイングトレーニングとは、話し手の表現をほぼ同時に真似をして表現する練習をいう。

(注5) サマリートレーニングとは、メッセージを要約する練習をいう。

(注6) イントラリンガルトレーニングとは、メッセージ内容を把握した後にそれを別の言葉に置き換える練習をいう。

## 第4節 手話通訳者養成カリキュラム「応用課程」

### 【講義】

#### 第1 手話通訳の理念と仕事（Ⅱ）

##### 1 目標

手話通訳者の専門職としての倫理と具体的通訳場面での責務を理解するとともに、手話通訳者登録・派遣制度の概要を理解する。

##### 2 内容

###### (1) 手話通訳者の職業倫理

- ① 日本の手話通訳活動の歴史と倫理について理解する。
- ② 日本手話通訳士協会の倫理綱領を中心に、手話通訳者に求められる倫理性及び専門性について理解する。

###### (2) 手話通訳領域と手話通訳者の仕事

- ① 社会福祉法に基づく社会福祉事業としての情報保障、手話通訳
  - ア 手話通訳業務（事前・通訳実施・事後）
  - イ 手話通訳者派遣業務（コーディネート業務）
- ② 環境整備・差別解消の取り組みとしての情報保障、手話通訳
  - ア 情報アクセシビリティ
  - イ 電話リレーサービス

###### (3) 手話通訳の具体的場面と内容

- ① 医療場面
- ② 育児場面、教育場面
- ③ 社会生活・社会参加場面
- ④ 労働場面
- ⑤ 司法場面
- ⑥ 政見放送場面

###### (4) 手話通訳者登録・派遣制度の仕組み

- ① 日本の手話通訳者派遣制度の成り立ちや都道府県、市町村における手話通訳者の登録制度や派遣制度について理解する。
- ② 手話通訳の依頼から終了、報告までの流れや留意事項について理解する。

#### 第2 聴覚障害児の教育

##### 1 目標

聴覚障害児教育の現状について理解するとともに、聴覚障害児の言語獲得やコミュニケーション方法の多様性について理解する。

##### 2 内容

###### (1) 聴覚障害児が教育を受ける場

- ① 聴覚障害特別支援学校（ろう学校）の特徴と教育
- ② 特別支援学級（難聴特別支援学級）での教育
- ③ 通級による指導での教育

###### (2) 聴覚障害児の言語発達と障害に対する認識

- ① 手話の獲得過程と手話環境の保障
- ② 日本語の習得と手話の活用
- ③ 障害に対する認識とアイデンティティ

###### (3) 高等教育機関での教育

- ① 筑波技術大学
- ② 一般の大学等
- ③ ろう学生懇談会（聴覚障害学生懇談会）

### 第3 手話通訳者に必要な援助技術

#### 1 目標

医療、教育等コミュニティ通訳場面で手話通訳実践に必要な援助技術の基本を習得する。

#### 2 内容

- (1) 通訳場面における通訳者の役割・事例検討
- (2) 手話通訳者に必要な援助技術とは
  - ① 支援者の基本的立場
  - ② 手話通訳実践に必要な技術とソーシャルワーク

### 第4 障害者福祉概論

#### 1 目標

日本における障害者福祉の関連法や制度等の歴史を理解するとともに、今日の障害児・者に対する福祉制度やサービスの概要を理解する。

#### 2 内容

- (1) 日本における障害者福祉の歴史
  - ① 身体障害者福祉法制定から障害者基本法制定までの経過や背景、新長期計画・障害者プランについて理解する。
- (2) 障害者基本法の概要
  - ① 障害者基本法の基本的理念について理解する。
    - ア 障害者の定義
    - イ 地域社会における共生等
    - ウ 差別の禁止（合理的配慮）
  - ② 障害者基本計画の概要について理解する。
- (3) 障害者の実態
  - ① 身体障害児・者の実態について理解する。
  - ② 知的障害児・者、精神障害児・者の実態について理解する。
  - ③ 発達障害等その他の障害児・者の実態について理解する。
- (4) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等の概要
  - ① 障害福祉サービス等の概要を理解する。
  - ② 地域生活支援事業の概要を理解する。
    - ア 意思疎通支援事業（養成・設置・派遣）
- (5) 障害者福祉関連法の概要
  - ① 身体障害者福祉法の概要について理解する。
  - ② 知的障害者福祉法の概要について理解する。
  - ③ 児童福祉法の概要について理解する。
  - ④ 精神保健福祉法の概要について理解する。
  - ⑤ 障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の関連法の概要について理解する。

## 【実技】

### 第1 手話通訳能力の向上（Ⅲ）

#### 1 目標

- (1) 手話通訳に必要な表現能力を習得する。
- (2) メッセージ蓄積能力の向上を図る。
- (3) 要約能力の向上を図る。
- (4) 手話語彙を習得する。

## 2 内容

### (1) 音声によるデカラージ・シャドーイングトレーニング(注7)

- ① 日本語でのデカラージ・シャドーイングトレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力のレベルアップを図る。

### (2) 聴覚障害者が表現する手話のデカラージ・シャドーイングトレーニング

- ① 手話でのデカラージ・シャドーイングトレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力のレベルアップを図る。
- ② 手話でのデカラージ・シャドーイングトレーニングを通じて、手話表現能力のレベルアップを図る。

### (3) 音声、手話によるサマリートレーニング (イントラリンガルトレーニング)

#### ① 日本語表現から日本語での要約

- ア 日本語でのサマリートレーニングを通じて、要約能力のレベルアップを図る。

#### ② 日本語表現から手話での要約

- ア 日本語表現から手話でのサマリートレーニングを通じて、翻訳技術 (聞き取り通訳) に必要な基礎的能力のレベルアップを図る。

#### ③ 手話表現から同じ手話での要約

- ア 手話でのサマリートレーニングを通じて、要約能力のレベルアップを図る。
- イ 同じ手話でのサマリートレーニングを通じて、メッセージ蓄積能力のレベルアップ及び手話語彙の習得を図る。

#### ④ 手話表現から別の手話での要約

- ア 手話表現から別の手話でのサマリートレーニングを通じて、手話表現能力のレベルアップ及び手話語彙の習得を図る。

#### ⑤ 手話表現から日本語での要約

- ア 手話表現から日本語でのイントラリンガルトレーニングを通じて、翻訳技術 (読み取り通訳) に必要な基礎的能力のレベルアップを図る。

## 第2 手話通訳の技術 (応用)

### 1 目標

- (1) 手話通訳に必要な基本技術の応用能力の向上を図る。
- (2) 日本語の文法と手話の文法の違いを意識した通訳技術のレベルアップを図る。
- (3) 手話語彙を習得する。

### 2 内容

#### (1) 逐次通訳技術の習得 (読み取り)

##### 要約表現と完全表現

- ① 逐次通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 逐次通訳の基本技術 (読み取り) のレベルアップを図る。

#### (2) 同時通訳技術の習得 (読み取り)

- ① 同時通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 同時通訳の基本技術 (読み取り) のレベルアップを図る。

#### (3) 逐次通訳技術の習得 (聞き取り)

##### 要約表現と完全表現

- ① 逐次通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 逐次通訳の基本技術 (聞き取り) のレベルアップを図る。

#### (4) 同時通訳技術の習得 (聞き取り)

- ① 同時通訳の特徴と使用場面、方法について理解する。
- ② 同時通訳の基本技術 (聞き取り) のレベルアップを図る。

### 第3 場面における手話通訳技術（Ⅱ）

#### 1 目標

- (1) 通訳場面における遵守事項、留意事項を理解する。
- (2) 通訳場面における個別の通訳技術を習得する。
- (3) 人間関係の支援・情報提供について理解を深める。
- (4) 手話語彙を習得する。

#### 2 内容

##### (1) 講演場面での通訳練習、事例検討

- ① 事前準備の必要性と準備内容について理解する。
  - ア 会場の準備状況の把握（照明、音響、背景の色彩等）
  - イ 主催者との事前調整（進行手順、通訳位置、聴覚障害者の参加人数等）
  - ウ 講演内容等の事前把握と、講師との打ち合わせ
  - エ 聴覚障害者の参加状況の把握と、手話通訳方法等の事前打ち合わせ
  - オ 担当手話通訳者間での事前打ち合わせ

##### (2) 会議場面での通訳練習、事例検討

- ① 事前準備の必要性と準備内容について理解する。
  - ア 主催者との事前調整（進行手順、通訳位置、会議内容等）
  - イ 参加する聴覚障害者との手話通訳方法等の事前打ち合わせ
- ② 聴覚障害者の発言保障ができる通訳技術  
聴覚障害者が参加できるよう、関係者との事前打ち合わせの必要性について理解する。
  - ア 進行議題の明確化
  - イ 発言者の明確化
  - ウ 進行速度
  - エ 発言速度の適切化
  - オ 資料の事前配布等

##### ③ 場面状況の情報提供

- ア 聴覚障害者への場面状況（会議の全容、雰囲気、休憩中の会話などの音声語等）の適切な情報提供の必要性について理解する。
- イ 会議参加者に対し、聴覚障害者が理解できていない点、伝達できていないと思われる点について、積極的に情報提供する必要性について理解する。

##### (3) 打ち合わせ場面での通訳練習、事例検討

- ① 事前準備の必要性と準備内容について理解する。  
打ち合わせ参加者の把握
- ② 相手に対する情報提供
  - ア 話し合いをスムーズに行うため、一般的な聴覚障害についての基礎知識や、対象となる聴覚障害者に関する情報について、聴覚障害者の了解のもと必要に応じて、相手に対し、情報提供する必要性について理解する。
  - イ 相手に対し、聴覚障害者が理解できていない点、伝達できていないと思われる点について、積極的に情報提供する必要性について理解する。

##### (4) 相談場面での通訳練習、事例検討

- ① 相談者の背景、相談内容を把握する。
- ② 相談者の心理を大事にすることを理解する。
- ③ 相手に対する情報提供
  - ア 話し合いをスムーズに行うため、一般的な聴覚障害についての基礎知識や、対象となる聴覚障害者に関する情報について、聴覚障害者の了解のもと必要に応じて、相手に対し、情報提供する必要性について理解する。
  - イ 相手に対し、聴覚障害者が理解できていない点、伝達できていないと思われる点につ

- いて、積極的に情報提供する必要性について理解する。
- (5) 面接場面（医療場面中心）での通訳練習、事例検討
- ① 事前準備の必要性と準備内容について理解する。
    - ア ケース概要の事前把握
    - イ 対象者との通訳内容等の事前調整
    - ウ 対象となる聴覚障害者との通訳内容、手話通訳方法等の事前打ち合わせ
  - ② 聴覚障害者の話しやすい表現技術
    - ア 対象となる聴覚障害者の言語能力、手話能力に合わせた表現技術の必要性について理解する。
  - ③ 内容（診察内容等）を明確に伝える表現技術
    - ア 注意事項、遵守事項について、手話や文字等により内容確認する必要性について理解する。
  - ④ 相手（医療関係者等）に対する情報提供
    - ア 話し合いをスムーズに行うため、聴覚障害者の面接（診察等）経験の少ない関係者（医療関係者等）に対し、一般的な聴覚障害についての基礎知識や、対象となる聴覚障害者に関する情報について、聴覚障害者の了解のもと必要に応じて、相手に対し、情報提供する必要性について理解する。
    - イ 相手に対し、聴覚障害者が理解できていない点、伝達できていないと思われる点について、積極的に情報提供する必要性について理解する。
- (6) ロールプレイ
- ① ロールプレイの意味や方法について理解する。
  - ② ロールプレイを通して、その場面に関わる人たちの気持ちを体験する。
  - ③ ロールプレイを通して、通訳現場に関わる人たちの気持ちを体験する。
  - ④ ロールプレイを通して、通訳現場における人間関係の支援について考える。

## 第4 手話通訳実践技術の基礎

### 1 目標

- (1) 手話通訳者としての役割やあるべき姿について認識する。
- (2) 手話通訳実践技術の基礎を習得する。
- (3) 手話通訳場面を客観的に観察する力を養い、場面对応力の基礎を学ぶ。
- (4) 手話語彙を習得する。

### 2 内容

- (1) 意図の正しい理解・伝達
  - ① 日常の会話から意図することを理解し、正しく伝える工夫をできるようにする。
- (2) 手話通訳例から考察
  - ① 手話通訳例を通して、留意点を確認し手話通訳者のあるべき姿勢を認識する。
- (3) 事例検討
  - ① 事例検討を通して、さまざまな視点から問題点や原因を整理する。
  - ② 事例検討で出てきた課題の内容と問題点、解決方法を共有する。
- (4) ロールプレイ
  - ① ロールプレイを通して、手話通訳者としての自分の心の動きと関係者の気持ちを振り返る。
  - ② ロールプレイを通して、問題解決に向けた手話通訳実践技術と、その場面に応じた対応力の基礎を習得する。

(注7) デカラージ・シャドーイングトレーニングとは、話し手の表現を2～3語遅らせて模倣する練習をいう。